

別記様式 1

〔工事〕

＜特約条項＞

約款第38条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

〔注〕前払金の使途拡大を適用する場合は、特約条項（別記様式 1）を条項（約款）と仲裁合意書の間に挿入する。